

聴覚障害者が取得できる運転免許の拡大について（お知らせ）

平成28年4月1日から、補聴器を使用して運転できる運転免許の種類が拡大されます。補聴器を使用すれば両耳の聴力が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる方について、第二種運転免許の取得が可能となります。

新たに取得できる免許の種類



- 第二種運転免許（大型二種・中型二種・普通二種
・大特二種・けん引二種）

第三種免許が必要なとき



- 他人の需用に応じ有償で自動車を運転して旅客を運送するとき（乗合バス、タクシーなど）
- 代行運転自動車を運転するとき

免許取得にあたっての留意事項

- 施行日（平成28年4月1日）前でも、自動車教習所等における教習等は可能です。また、第二種運転免許取得には、第二種運転免許の学科試験の受験が必要です。
- 取得希望の方は、事前に相談してください。



お問い合わせは

宮城県運転免許センター

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

電話022-373-3601（代表）

（平日：8時30分から17時15分まで）

担当：試験係（内線）270～274